

# 平成27年12月教育委員会定例会会議録

平成27年12月18日 開催

静岡市教育委員会

平成27年12月静岡市教育委員会定例会次第

1 日時

平成27年12月18日（金） 午後2時

2 場所

静岡市役所 清水庁舎 3階 第1会議室

3 日程

(1) 開会

(2) 会議録署名人の決定

(3) 教育長の報告

(4) 議案

議案第43号 静岡市教育委員会の所管に係る静岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則の廃止について

議案第44号 静岡市スポーツ施設予約システムの利用に関する規則の一部改正について

(5) その他

(6) 閉会

平成27年12月教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成27年12月18日（金） 午後2時開会
- 2 場 所 静岡市役所 清水庁舎 3階 第1会議室
- 3 出席者 教育委員 委員長 佐野 嘉則 委 員 伊藤嘉奈子  
委 員 伊澤 三郎 委 員 高野 康代  
委 員 橋本ひろ子 教育長 高木 雅宏

事務局

教育局長	池谷 眞樹
教育局次長	森下 靖
教育局参与	山田 欣也
参与兼教育総務課長	高津 祐志
教育総務課教育力向上政策担当課長	市川 靖剛
教職員課長	月見里茂希
教育施設課長	妻木 明仁
学校教育課長	小林 文人
参与兼学事課長	廣瀬 陽
参与兼学校給食課長	森下 修一
教育センター所長	瀧浪 泰
中央図書館長	矢澤 嘉章
歴史文化課長	丸岡 浩三
スポーツ振興課主幹兼葵・駿河施設係長	望月 啓生
教育総務課調整係長	小林以津子
教育総務課主査	宇佐美亜希

## 4 日 程

### (1) 開会

佐野委員長 ただいまから、平成27年12月静岡市教育委員会定例会を開催します。

### (2) 会議録署名人の決定

佐野委員長 本日の会議に関する会議録署名人を、高野委員に指定

### (3) 教育長報告

高木教育長 資料「12月定例会 教育長報告」により報告

### ○11月市議会定例会本会議及び常任委員会における教育関係の質問答弁に関する質疑応答

佐野委員長 11月市議会定例会における教育関係の質問及び答弁の概要について、教育委員には、本日の会議に先立って資料に目を通していただいています。御質問や御意見はありますか。

### (4) 議案

佐野委員長 それでは、議事に入ります。本日は、議案2件の御審議をお願いします。また、その他の案件が3件あるとのことです。

#### <議案第43号 静岡市教育委員会の所管に係る静岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則の廃止について>

スポーツ振興課 議案説明  
葵・駿河施設係長

高木教育長 現在は、住民基本台帳カードでスポーツ施設の予約ができるという御説明でした。住民基本台帳カードが、どの程度普及しているのかわかりませんが、実際に、これを利用してスポーツ施設を予約している人は、どのくらいいるのでしょうか。実態を教えてください。

スポーツ振興課 これまでに、住民基本台帳カードを利用するという登録をした方は、2人でした。ただし、2人とも、スポーツ施設予約システムを利用することができる期限は過ぎていまして、実際に利用した実績はありません。また、更新もされ

ていませので、廃止による影響はないものと考えています。

高木教育長 わかりました。

佐野委員長 議案第43号は、原案どおり議決してよろしいでしょうか。

各 委 員 承認

<議案第44号 静岡市スポーツ施設予約システムの利用に関する規則の一部改正について>

スポーツ振興課 議案説明  
葵・駿河施設係長

佐野委員長 議案第44号は、原案どおり議決してよろしいでしょうか。

各 委 員 承認

(5) その他

○ 埋蔵文化財発掘調査に関する行政指導案の意見公募について

歴史文化課長 説明

高木教育長 難しい制度ですので、こうして説明を聞くと、このような市の行政指導が必要だということを理解することができるのですが、意見公募手続ということで、図や文字がズラッと並んでいると、何を言っているのか、どのような意見を期待しているのかが市民にとっては分かりにくいと思います。分かりやすい意見公募手続をすることについて、どのように考えていますか。

歴史文化課長 教育長の御指摘のとおり、この案件については特定の業者に対しての行政指導ですので、一般の方々が理解するのは大変難しいと思います。ただ、この案件は、土地を開発しようとする方や一般の住宅を開発しようとする方にも関係するものですから、なるべく分かりやすくするために、図を多く使って説明資料を作成しました。歴史文化課のホームページでも分かりやすく掲載する工夫をしたいと思っています。

高木教育長 ぜひ、お願いします。

高野委員 これは、静岡県から権限が委譲されたことによって行政指導も市が行うこと

になったことから、行政指導指針についても市で作成しなければならず、その内容がこの3つだということですね。そして、特に、民間調査会社に発掘調査の委託をして協定書を締結するという指導内容を決めたということでしょうか。高木教育長もおっしゃいましたが、市民は、何について意見を言ったらいいのでしょうか。

歴史文化課長 平成27年4月1日から、静岡県から文化財保護法第92条に係る権限の委譲を受けました。この権限ですが、本来は、開発事業者が同法第99条に基づいて、市に発掘調査を委託するのが原則ですが、第92条の権限を委譲されたことにより、民間事業者が、直接、市を通さずに発掘調査ができることとなります。そうしますと、未熟な発掘事業者が発掘調査を行った場合に、歴史的な文化遺産である埋蔵文化財を壊してしまう可能性があります。それを防ぐために行政指導を行いたいということで、その行政指導を御説明しました3つの項目で行うものです。そして、行政指導を行う指針を定める場合は、静岡市行政手続条例に基づいて意見公募手続を行うことが必要ですので、今回、市民の皆さんの御意見を募集するものです。

伊藤委員 趣旨は理解したのですが、もう一度、仕組みについて教えてください。上から4枚目ですが、第3図の行政指導のフローに「指導1」、「指導2」、「指導3」とあります。その中の「指導1」は理解しました。「指導2」は、こういう業者でないと発掘調査ができないという要件を定めるもののようですが、これは、登録制度のように、市で発掘調査の能力のある業者をリストにするなどの方法により、要件を満たしているかどうか、あらかじめ分かるようになるのでしょうか。それとも、「指導1」のところで委託を受けて初めて、能力があるかどうかを検討するような形になるのでしょうか。また、「指導3」では、協定書を締結することとなっていて、資料の裏面には、協定書の内容が書かれています。この協定書はいつ、どのような段階で締結することになりますか。契約書とは別のものですよね。流れを教えてください。

歴史文化課長 まず、行政指導のフローの流れをもう一度確認させていただきます。民間事業者が開発事業を行う場合に、そこに埋蔵文化財があった場合、本発掘調査が必要になり、図の①の流れになります。本発掘調査を行う場合、通常であれば、法第99条に基づいて行いますが、その場合は、これまでどおりですが、民間事業者から第92条により発掘調査をしたいという話があったときは、まず、第99条による発掘調査をしたいという行政指導をしたいと考えています。その行政指導をしたのにもかかわらず、第92条の規定による発掘調査をしたいという申出があったときは、次の「指導2」として適切な民間開発組織への発掘調査の委託を求めるといった流れになります。これについては、指導要綱の中でも、2つの方法を記載しています。まず、自分たちで業者を見つけてくる場合は、市

から該当要件を示しますので、その該当要件にあった事業者かどうかを市がチェックします。市から業者を紹介してほしいという話があった場合には、今までに発掘調査を行ったことのある業者を紹介することになります。伊藤委員から登録制という話がありましたが、この件について、契約課等と協議をした結果、自分たちで他県から業者を連れてくる場合も想定されるので、そのような場合にも門戸を開いておく必要があるだろうから、登録制にはなじまないということとなりました。発掘調査を行うことが決まった段階で、開発事業者及び民間の発掘調査組織に対し、静岡市と協定を結ぶよう求めます。その協定の内容は、例えば、発掘調査を行う期間や、発掘調査を行うに当たっては計画書を提出し、その計画書の内容が市の意図と合致しているかどうかを確認すること、随時、市が立入調査をさせていただくこと、発掘調査が完了した時点で、市の完了検査を受けていただくこと、最後には市が調査報告書をチェックさせていただくことなどです。これらの指導を行うことにより、民間事業者が発掘調査を行う場合でも、適切に埋蔵文化財の保護ができます。そのために手引きを作成するものです。

佐野委員長 先ほど、教育長がおっしゃったように、一般市民にとっては非常に分かりにくい内容になっています。この情報を必要とする方も限られているかもしれませんが、分かりやすい意見公募手続に努めていただきたいと思います。

この件は、よろしいでしょうか。

各 委 員 了承

#### ○ (仮称) 静岡市歴史文化施設建設基本計画案について

歴史文化課長 説明

伊澤委員 展示の基本的な考えとしては、徳川家康公を中心とするということ聞いています。今年度の家康公顕彰400年事業を踏まえて、静岡市では家康公に特化した部分が出てきていると思いますが、この施設において実際に展示することができるようになるまでには5、6年ありますよね。その間、歴史文化課では、今年の顕彰400年で盛り上がっている家康公に関することや教育的分野に関することも含めて、また、観光の目玉にもなろうとしている歴史文化施設について、どのように進めていくのか教えていただけますか。

歴史文化課長 実際に展示することができるようになるまで、5年間ありますが、建物の展示内容が大変重要になります。来年度、展示関係のことをしっかり扱っていきこうという中で、まず、今ある展示物を整理し、また、どのようなレプリカを作るのか、今ある収蔵品をどのような形で修復するのか、検討して展示物を決め

ていきます。また、市の所有でないものについては寄贈をお願いするというような形で、展示計画について検討していきます。来年、中村羊一郎先生を歴史アドバイザーとしてお招きして、一緒に検討していきたいと思います。また、学芸員を任期付採用して、その学芸員が歴史文化施設にそのまま入れるような形で、学芸員にこのコンセプトに合った展示計画を作ってもらおうと考えています。また、昨年度から、さきがけ企画展を実施しており、2月に今川氏、9月に徳川氏の展示を行いました。来年の2月には、静岡の駿府城下町絵図などを展示する企画展を実施して、市民の皆さんへの周知をしてみたいです。また、来年の2月には、NHKの「ブラタモリ」などに携わった歴史プロデューサーの方々を集めて清水テルサで歴史文化講座を開催します。また、来年度は、徳川家康に特化した冊子を作ろうと考えていまして、それを学校へ提供して出前講座を行って教育現場にも周知したいと考えています。

高野委員 徳川家康を中心に駿府の歴史を語ること、それを観光交流に結び付けるということはよく理解できますが、学校教育に関連する地域学習ということを考えてときに、徳川氏や駿府の由来だけでよいのだろうかと思います。歴史文化課のホームページを見ると、静岡市の歴史のながれが「中世」「近世」「近代」という形で紹介されています。特に駿府以降の「近代」では、静岡藩、清水港、戦後の復興という項目の話が載っています。そのような学校教育、地域学習について、歴史文化施設の中では、どのように捉えていくのでしょうか。静岡市の近代以降の歴史については、どのように位置付けていくのか、あるいは、それは、この歴史文化施設の役割ではないと整理しているのでしょうか。先ほど、お話のあった中村羊一郎先生は民俗学の専門家で、有東木の盆踊など静岡の民俗を掘り起こした方だと伺っていますが、そのような民族学的な視点の展示や収蔵物があるのでしょうか。

歴史文化課長 資料の2枚目、左側の緑色の箇所をご覧ください。図の中で、プロローグの隣に地域学習展示という部屋があります。こちらは、地域でたどる静岡の歴史というようことで、中山間地域、蒲原、由比、興津、丸子・長田というふうに書いてあるのですが、ここで地域ごとの歴史を検証することができるビデオや書籍を扱って、小中学生が来た場合には、こちらの方で自分たちの小中学校の学区の歴史を勉強していただくということを考えています。それ以外にも、先ほど御説明しました通史の中でも代表的なものをこちらで扱うこととし、家康公がメインではありますが、静岡の歴史が一覧で分かる博物館にしたいと考えています。

佐野委員長 産業については、いかがですか。例えば、清水港は特定重要港湾で、その歴史もかなり古く、江戸時代の後半には清水の次郎長がいたこともあって、有名です。家康公にスポットを当てることも大事なことです。静岡市の歴史を考



えると清水の歴史も古くて、実は、世界的には清水の歴史の方が有名ということもありますので、そのようなことも加えていただければと思います。

歴史文化課長 資料1枚目の左下の歴史探究というところにありますように、駿府という概念については、駿府城下町のみならず、清水港、由比・蒲原宿まで含めて定義しようと考えています。また、清水港については、東海道交流と交通ということでも、テーマ展示の中に入れようと考えています。先ほど、御説明した地域学習のところでも、江尻を中心とした清水の中心部についても取扱い、静岡市全体の博物館という位置付けになっていますので、旧静岡市域だけの博物館というイメージではありません。

佐野委員長 ぜひ産業という側面を見ることができるようになっていただきたいと思います。

歴史文化課長 産業については、近代で扱いますし、面積が限られていることなどから、取り扱うことができない場合は、企画展示等で対応していきたいと考えています。

高木教育長 今日、教育委員会に報告されたのは、今後、教育とも連携する中で、歴史文化施設が大切な位置付けになるので、ぜひ知っておいてほしいと、これからも協力していきましょうという意味があると思います。現在、パブリックコメントを実施して一般市民からの意見を募集しているということですし、教育委員からも意見が出ましたが、今後もこのような場はあるということでしょうか。

歴史文化課長 12月9日に検討委員会がありまして、この資料を公表しました。観光業者の会議に向いて説明をするなど、ことあるごとに、こちらから積極的にこの計画を作っているというお知らせをしています。この計画を作る前にも、校長会や教頭会でこのような施設を作りますので、ぜひ御意見をいただきたいという話もしています。広く市民の方々に関心を持っていただいて、この施設がより良くなるように御意見を求めていきたいと思っています。

高木教育長 施設は、それだけでは集客力に限りがあって、他の施設が寄り集まって、お互いの良さを出す中で、集客力が高まっていくと思います。歴史文化施設は場所もとても良いところですので、歴史文化だけでなく、食文化に親しむことなど諸々の分野が関連すると思いますが、そのことについて何か思いがありましたら、教えてください。

歴史文化課長 この歴史文化施設につきましては、第3次静岡市総合計画や総合戦略への位置付けもありますが、経済局で行っている中心市街地活性化計画にも位置付けられています。この施設が核となって、静岡市街へ集客して、回遊をするものでもあります。この施設から駿府城公園の方へ人を誘って、今、あまり

活用されていない東御門、巽櫓、坤櫓へも行ってもらう、また、来年度からは駿府城の発掘調査も行います。発掘調査については、ただ発掘するのではなく、観光資源化や教育現場での活用ということで、児童・生徒に発掘調査の体験をしていただくという取組もしていこうと考えています。このエリア全体が歴史文化のまちづくりの核となるという位置付けで事業を推進していきたいと考えています。

伊藤委員 先ほど、資料の3枚目の建設スケジュールについて御説明をいただきました。教育長からの質問と重なるかもしれませんが、教えてください。平成28年度に「民間との複合施設化の手法を検討」とあります。イメージが湧かなかつたのですが、例えば、隣にレストランをつくるなどでしょうか。民間との複合施設化というのは、どのようなイメージなのでしょう。

歴史文化課長 この土地の活用にあたっては、アセットマネジメントの観点からも、できる限り市有地を有効活用したいという考えがあります。例えば、今年、豊島区役所が建設されましたが、マンションを併設して、区役所建設の事業費を稼いだということでした。これは極端な事例ですが、そのような形で、民間の商業施設、マンションといったものを入れることができないかどうかの検討を行うということです。企画局で、来年の10月までに、民間活力の可能性調査を行います。そして、その可能性調査で、一番妥当な業者を選定します。その業者と一緒に歴史文化施設を作るというような方向で話を進めています。

佐野委員長 こちらについては、今後も経過等を御報告いただけるのでしょうか。

歴史文化課長 パブリックコメントが終了して、成案になった時点など、必要に応じて御報告いたします。

高木教育長 パブリックコメントで、一般市民の方々が、この歴史文化施設について、どのような思いを持つのか、とても興味があります。いろんな意見を集約する中で、複合的な要素、多面的な要素、他とのつながりというところで意見を反映することができるのか報告していただきたいと思います。

歴史文化課長 最初に御説明したとおり、この施設の目的が郷土愛の醸成ということですので、できれば、小学生、中学生にこの施設に来ていただいて、静岡市の良さを分かっていたきたいと思います。小学生・中学生が来る場合には、こういう条件があったら使いやすいという教育現場からの声がありましたら、そのような意見もいただきたいので、教育委員会の御指導・御支援をお願いします。

伊澤委員 民間との複合の点についてですが、行政は、どうしても財政的なことを考え

ますので、商業施設が出来て、その中に歴史文化施設があるという形になると本末転倒だと思います。とても良い場所ですので、そのようなことにならないように懸念していますが、いかがでしょうか。また、私は、別の立場で、一度、歴史文化施設について意見を言わせていただいたことがあるのですが、その時も申し上げたように、地域の住民の皆さんが本当に歴史文化施設を望んでいるのか、パブリックコメントを通じて、しっかりと認識していただきたいと思えます。

歴史文化課長 承知しました。

佐野委員長 それでは、この件はよろしいでしょうか。

各 委 員 了承

#### ○ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

学校教育課長 報告

橋本委員 全国学力・学習状況調査の際にも思いましたが、教員が楽しい授業をしたいと思っていることと子どもたちが楽しく感じていることとのギャップがあると感じています。私も体育を苦と感じる方でした。なぜ、苦と感じるかという、授業の中で、できる子はすごい、できるようにならないといけないと切ない思いをしたからだと思います。でも、楽しい授業をするためにドッジボールなど好きなことばかりをするわけにもいきません。授業の中では、子どもが、今、持っている自分の運動能力の中で、その運動の特性を味わうことができる工夫をお願いしたいと思います。できるようになれば楽しいというものでもないと思います。休み時間もずっと練習して、逆上がりができるようになって嬉しいかという、そうではないと思います。学校教育課の指導主事のリードで、今ある能力で運動の本質を味わうことができるような授業研究を進めていただかないと、できるようになっても嫌いになってしまったということになりかねません。教員の思いと子どもの思いとのギャップを埋める努力をしていただきたいと思えます。

学校教育課長 学校教育課でも指導主事が学校訪問をする際には、体育の授業を見て、学校の教員とディスカッションをしながら、橋本委員がおっしゃったような視点から、次の工夫へとつなげていくことができるように指導、助言をしています。先ほどの説明でも申し上げましたが、体力向上専門家委員会には、静岡大学や常葉大学から体育を専門とする教授を招へいして御意見を伺いながら、また、実際に学校現場に来ていただいて指導、助言をいただいているところです。先

ほどの橋本委員の御意見は、まさに、そのとおりだと思っていますので、それを目指して、これからも続けていきたいと思っています。

高木教育長 運動能力は、それぞれ努力や運動の指導方法によって変化があると思っておりますが、今日、改めて報告を受けて一番驚いているのは、小学校5年生が、男女とも身長、体重が全国平均を下回っているということです。静岡市の子どもが、本当に身長、体重で全国平均を下回っているのだろうか、と思うのですが、どのように分析しているか教えていただけますか。

学校教育課長 この点については、体育、運動だけではなく、食育や保健の観点からも分析をしなければならないと思っていますが、まだ、答えを持っていません。

高木教育長 あえて話をしたのは、身長、体重というのは、おのおの発達の段階も違いますし、特に小学生は違うのですが、知・徳・体の一番の基になることだからです。健全な精神は、健全な肉体に宿るというのは、まさにその通りなのですが、成長の具合について、適度な運動、十分な栄養という観点から、総合的に判断しなければならないと思います。体育部門だけでなく、食も含めて幅広く子どもたちを見取るという姿勢が必要だと、改めて感じましたので、問題提起させていただきます。

伊澤委員 資料の最後のウの体力向上プランの実施のところに、「地域・保護者」と書いてありますが、学力もそうですが、体力について、学校から保護者に対して、具体的にどのような形で伝えられるのでしょうか。例えば、先ほどアンケートの中でも、体育の授業以外に運動していないという項目がありました。スポーツクラブなどに入っていればいいのですが、そうでなければ運動をしないとしたら、基本的な体力を付けるために、保護者にどのように伝えますか。

学校教育課長 保護者の皆さんも、お忙しいですし、私自身が子どもだった頃から環境もだいぶ変わりました。例えば、キャッチボールができる場所も限られていますし、子どもが遊ぶことのできる広場も無くなってきています。そういうときに、どういうことができるのか、これから考えていかなくはなりません、それは、学校だけで考えることもできませんし、学校の考えたことをお伝えするということはできますが、保護者も一緒になって考えていただくことが必要になってくると思います。例えば、学校から一番身近なPTAの皆さんとそのようなことを考えることや、もっと小さなスケールで言いますと、各学級での保護者懇談のときに、日頃の子どもたちの遊びはどうだろうかという話をするなど、各学校の教員が体力や子どもたちの遊びにつながるというイメージを持って様々な観点から様々な場面を設定するなど、学校ですることができるのは、そのようなことではないかと考えます。

橋本委員 前に勤務していた学校では、体力向上の専門家を派遣していただくことができました。その時に、専門の先生が来てくださって、保護者と子どもが一緒にできる体力遊び、様々な親子遊びの提案をしていただいたことを保護者の方にお知らせしました。広場でなくても、家の中や庭でできる簡単な遊びを提案していただいて、保護者にも、とても好評でした。そのような形で、専門委員を導入することも方法ではないかと思います。

伊藤委員 教育委員会が実施している放課後子ども教室の指導者に子どもの体力が低下していますという情報を伝えることによって、教室のメニューの中で、子どもが体を動かすことも実施しましょうという機運が高まれば、学校教育からは離れますが、学校という囲みの中で体力向上への取組をすることができると思います。情報共有をして、取組みを広めていただけたらと思います。

教育総務課長 放課後子ども教室のコーディネーター研修を実施していますので、その中で体力調査の結果を伝えて、資料を提供しながら、昔の子どもがそうだったように、本当のスポーツだけでなく、遊びながら体力を付ける方法を一緒に考えていただくこととしたいと思います。

高野委員 今のことについては、ぜひ実施していただきたいと思います。資料の5ページに、体育の授業が楽しいと感じている児童・生徒と運動時間が多い児童・生徒の相関関係が書いてありますが、どちらが先なのだろうかと思います。体育の授業が楽しいと感じるから運動時間が多いのか、運動時間が多いから体育の授業が楽しいと感じるのか、両方あるように感じました。学校側としては、授業の楽しさを追求することは必要だと思います。地域や家庭の協力を求めることも大事だと思うのですが、横内小学校の授業を見たときに、授業が楽しく行われていると思いました。私も、体育が本当に苦手で、逆上がりができなかったので余計にそう思ったのですが、体育の授業の準備体操としてする運動、朝、全校生徒でする運動がシステム化されていて、子どもたちがゲームをするような感覚で、体が空いている時間もなく、次から次へといろんなことをするという、そのような授業をするのは、とても大変なことだと聞いたのですが、実際、取組みを他の学校に紹介して、どんどん広めていくことも必要だと思いました。横内小学校は、県外からも視察に来ていて、とても有名な取組だということでしたよね。

佐野委員長 資料が全国との比較ということで作成されていますが、年齢によって期待される体力、50メートル走ならこのくらいのタイムというようなものは示されないのでしょうか。

学校教育課長 各種目には、それぞれの記録に応じて、点数が付くようになっていきます。体力のトータルとして、点数が付くようになっていきますが、何点以上をもってよしとするかというような指針は示されていません。

佐野委員長 昔は、スポーツテスト1級、2級というものがありませんでしたね。全国との比較で体力が不足しているのかどうかの判断をするのも、それでいいのだろうかとか個人的には思います。例えば、握力は足りないように見えるけれども、小学校5年生として必要な体力は満たしているのではないかというふうに思いました。

この案件は以上でよろしいでしょうか。

各 委 員 了承

#### (7) 閉会

佐野委員長 以上で、平成27年12月静岡市教育委員会定例会を閉会します。

午後3時20分